

日進市マスコットキャラクター使用取扱に関するガイドライン

平成26年5月20日決裁

- 1 このガイドラインは、日進市マスコットキャラクター使用取扱要綱（以下「要綱」という。）の定めるところにより、市のPR・イメージアップキャラクター「ニッシー」（以下「キャラクター」という。）が市の魅力などを市内外に広く紹介し、皆様に親しまれ、様々な媒体に活用していただくための基準等を定める。
- 2 キャラクターの使用について
 - (1) 権利設定等
使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。
 - (2) 使用の承認
要綱第4条に規定するただし書きに該当するときは、使用するキャラクター、使用期間、使用の目的・用途、使用者氏名、連絡先及び必要に応じて使用内容が分かる企画書、見本等の資料について添付のうえ、事前に届け出ること。
 - (3) 使用の不承認
要綱第7条第2項の規定により通知するときは、同条第1項各号の理由を付すこと。ただし、同項第11号に該当する場合は、不適當である旨を明記すること。
 - (4) 使用承認の取消し
要綱第12条第2項の規定による通知は、「日進市マスコットキャラクターの使用承認取消しについて（通知）」による。
 - (5) 地位の承継
要綱第16条第2項の規定による届出は、「地位承継届出書」による。
 - (6) 使用基準
 - ① 表示色
表示色は別表「キャラクターのカラーについて」で定めた色とする。
 - ② 使用のルール
 - 1) キャラクターの使用許可は、市のイメージアップ、キャラクターのPR又は、地域経済活性化に寄与すると見込まれるため許可するものであり、キャラクターを使用する商品等を推奨したり、品質を保証したものではない。
 - 2) 中立性を保つため、原則として、会社名や商品名などと続けて表記してはならない。

- 3) キャラクターのデザインを使用する場合は、企業や商品等のキャラクターと混同しないよう、キャラクターのデザイン及び名称並びに承認番号を、併記すること。
- 4) 製造物の場合、会社名と連絡先を表示するなど製造物責任における責任の所在を明記すること。日進市は製造者ではなく、製造物に何らの責任を負うものでない。
- 5) キャラクター使用にあたって、製造物等の品質の管理、安全安心の確保並びに適正な表示等の徹底をすること。

日進市マスコットキャラクターの使用承認取消しについて（通知）

第 号
年 月 日

様

日進市長

印

平成 年 月 日付け承認第 号で承認しましたこのことについて、日進市マスコットキャラクター使用取扱要綱第11条の規定によって、〇〇〇に対する日進市マスコットキャラクターの使用を下記の理由により取り消します。

記

理由

地位承継届出書

年 月 日

日進市長 あて

届出者(承継人)

住 所

氏 名

印

年 月 日付承認第 号をもって承認を受けた日進市マスコットキャラクターの使用について下記のとおり承認に基づく地位を承継したので届け出ます。

記

1 承継年月日 年 月 日

2 被承継人の住所及び氏名

3 承継の原因